# 司法書士法教育ネットワーク第9回定時総会・記念研究会 「なぜ、法教育の取り組みが求められているのか」 (4-1)

2017年6月25日(日)午後1時30分~午後4時45分 京都司法書士会会館 にて

登壇者: 小澤吉徳氏 日本司法書士会連合会副会長 法と教育学会理事

石井寛昭氏 全国青年司法書士協議会人権擁護委員会

河村新吾氏 広島市立舟入高等学校教諭(公民科) 法と教育学会理事

進行役: 小関香苗氏 日本司法書士会連合会法教育推進委員会前委員長

(1)

小関

今回の記念研究会の趣旨からまず前提をお話させていただきたいと思います。

先ほど沖本副会長の方からも少しお話がありましたが、まず第1部では、司法書士としての「法教育のマインドを考える」ということで、まずこれまであまり議論されることがなかった司法書士のいわゆる「業務」として、司法書士が法教育に取り組む意義というのを捉え直す試みをします。たぶんこれまでされたことがない、初めての試みではないかなというふうに思います。その後に、実際の活動報告を通じて法教育の今後のあり方を考えてみようというのが第1部でございます。なぜこのような試みをするかといいますと、初めて法教育に取り組むうとする司法書士はより明確に法教育の意義を理解、意識して取り組むことができるだろうということと、これまで法教育に一生懸命取り組んできた司法書士は、これまでの活動に「業務として」という裏づけを得るとともに、これまで以上に明確に法教育の意義とか目的意識を感じながら、この先も継続して法教育に取り組むことができるようになるということを期待してのものでございます。

第2部は、「法教育のスキルを考える」ということで、皆さんがゲスト・ティーチャーとして法教育に取り組むときに誰もがぶつかる「伝える」というハードルと、それから「教員の皆さんと連携する」というハードルを下げたいという意図で企画したものです。本当に伝えたいマインドを伝えるために何が必要なのか、ということですね、現役の高校の教師の先生に授業を受けてみる、ということで講義をしていただきます。

さらに第3部として、皆さんと考えましょうということで、第1部、第2部を踏まえて前後左右の座席の方同士で少し討論をしていただきまして、それをもとに皆さんの意見を共有して考えてみようというのが今回の構成になります。

では、最初に日本司法書士会連合会副会長で法と教育学会の理事でもある、静岡県司法書士会の小澤吉徳さんに、まず基調報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【第1部】 法教育の「マインド」を考える

● 基調報告「司法書士の本来業務としての法教育

-司法書士法施行規則第31条業務から考える-」

配布資料:司法書士の本来業務としての法教育

小澤

皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました日本司法書士会連合会副会長の小澤といいます。どうぞよろしくお願いします。本日は、法教育について「司法書士法施行規則31条業務」という視点から考えてほしいということをお願いされておりましたので、私なりに少し考えてみました。お聞きいただければ幸いと思います。まずもって、10周年ということで、誠におめでとうございます。実は、私も会員ではありますけれども、会費は払っていると思いますが、なかなか出席できていなくて申し訳ないと思っています。ただ、もちろん、このネットワークの皆さんの活動については、常々敬意を表しているところでございます。

私と法教育との出会いというのは相当前です。私は司法書士としての開業が平成 3年なのですけれど、開業以来ずっと多重債務被害の救済活動に取り組んでまいり ました。平成9年当時、静岡県青年司法書士協議会のクレジット・サラ金問題相談 センターの事務局長をやっていたこともあり、一番多いときは、年間2000件ぐらい の相談を無料で受けていました。ご存じのヤミ金被害も、大量にあった平成14年く らいのときなどは、毎日被害者である依頼人と接していたもので、どちらかという と、消費者教育というところにまで思いを回せる余裕がなかったというのが正直な ところです。とにかく目の前にいる人を、どうやって救済できるのか、債権者から の請求を止めて法的手続きに持っていくことができるのか、といった被害救済の方 に頭を向けるしかなかったという現実があったわけでございます。そのようなこと から、当時消費者教育を頑張ってらっしゃった方々からみれば、消費者教育にはあ まり理解がないというふうに思われていたかもしれません。ただ、そんなときです ね、平成14年くらいでしょうか、司法書士法改正のもととなった司法制度改革の議 論が最終局面を迎えようとしていたときに、こちらのネットワークで頑張ってらっ しゃる小牧さん(注:当ネットワーク小牧美江事務局長)から、司法制度改革の両 輪の一つが法教育なんですよ!!!ということを教えていただいて、あ、なるほど な!と目からウロコが落ちたということを思い出しています。

法教育というと、連合会(注:日本司法書士会連合会)としても法教育推進委員会を置いて一生懸命やってもらっているわけですけれども、位置づけとしてはおそらく司法書士が行うプロボノ活動の一環としての位置づけなのだろうと理解しています。もちろんそれはそれでいいわけですけれども、一歩進んで、あるいは別の視点で、司法書士法施行規則31条から業務として考えられないか、ということが今日のテーマの趣旨だと思っておりますのでそのようなお話をさせていただければと思います。冒頭は、皆さんにとりましては、釈迦に説法的な話になるかもしれませんけれども、そもそも法教育とは、法教育の必要性とは、そして司法書士がやる意義ということなどについて、復習のつもりでお聴きいただければというふうに思います。

法教育について多く議論になるようになったのは司法制度改革の一環としての 法教育の必要性だというふうに私は理解しています。(注:以下、資料1頁)社会 経済情勢の変化に伴う改革、よく言われるのは、事前規制型社会から事後チェック 型社会へとこういうことで、権利保護のための制度理念としての司法制度、自由公 正な市場経済社会のインフラとしての司法制度ということが、言われていて。その 必要性はこのように言われておりました。身近で利用しやすく適正、迅速で信頼の できる司法制度の構築だということで。具体的には、大きくは「国民の司法アクセ ス」の点、そして、「国民の司法への参加」ということが言われていて、総合法律 支援制度、法テラス=日本司法支援センターができ、そして裁判員制度が導入され ました。しかしながら、いくら整備をしたとしても、その精神的距離、あるいはそ の意識はどうかというとそんな一朝一夕に進むわけがない、ということで、(注: 以下、資料2頁)「法教育とは、法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、 これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための 教育」ということを、法教育として定義をして、こういったものが必要だと、こう いう議論だったと思います。このことが、小牧さんがよくおっしゃっていた「両輪」 ということなのだろうと私は理解しています。

そういうふうに考えれば、当然、法律家である司法書士であれば、別にプロボノ活動であろうが業務であろうが無関係に、当然に取り組む必要性が高いわけです。 したがいまして、すべての司法書士が法教育に積極的に取り組むべきだと、私は個人的には考えていますけれども、なかなかそうでもないという現状がありますので、その点も何とかしたいなと常々思っているところでもあります。

そして、その一環として法教育推進協議会(注:当時は前身の法教育研究会)が

法務省に置かれました。平成15年7月に発足になっておりまして、連合会からも、高橋文郎さん(注:当ネットワーク顧問)が(注:法教育研究会の)委員をされていたと思います。このあたりは資料をお読みいただければと思います。このような観点から法教育推進協議会を置かれているわけですが(注:以下、資料3頁)今、どんなメンバーなのかということを一応挙げております。連合会からの枠は私が委員ということで出させていただいております。その他、静岡大学の磯山恭子先生であるとか、東京大学の太田勝造先生、法テラスの鈴木啓文さん(注:弁護士)とかですね、連合会としても普段からお付き合いをさせていただいている先生方も多数参加されていて、年間1~2回のペースで開催されています。

どんな議論が行われているかというのはネット(注:法務省サイト「法教育推進協議会」: http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou\_houkyo\_kyougikai\_index.html )で、見ることができます。議事録も出ておりますので、たぶんお読みになっている方もいらっしゃると思いますけども、今、何をやっているかということを簡単にご紹介させていただきます。大きくは2つです。(注:資料3頁右上)「(1)小中学生向けの視聴覚教材・高校生向けの教材の作成」、そして「(2)法教育の更なる充実に向けた今後の取組について」ということが議論になっております。この(1)の小中学生向けの視聴覚教材につきましては、推進協議会の下にチームが置かれておりまして、連合会の法教育推進委員である福井竜也委員が、そのチームに加わって学者の先生方と教材を作ってらっしゃるので、福井さんに具体的な内容を聞いていただければ教えていただけると思います。

議事の概要を見ますと、こんなことになっておりまして。ホームページからは、こういう記載が出ていますが、私も参加しておりますのでもう少しだけ詳しく説明しますと、小中学校向けの教材を用いた法教育事業の実施率を高め、法教育のさらなる普及を進めるとともに、同教材例を活用した法教育事業の学習効果を高めることをコンセプトとして、作成方針としては次の3つという議論になっています。第1が、授業者が時間的・心理的負担なく手軽に小中学生向け教材を利用できるように、この冊子版と教材の内容をリンクさせるとともに、小中学生に授業内容に興味を持たせ学習効果を高めるように、法教育マスコットキャラクターのホウリスくんなどを使ったアニメーションや音声を多用する。第2に、小学生向けの視聴覚教材はアニメーションとする。第3に、一つの教材について5分~10分程度の導入部分と展開部分、必要に応じて解説部分の映像を作成し、それぞれの映像に映像授業の進行などに応じて選択的に使用できるようにする。こういったポイントが3つと、こういうふうにされています。

(注:以下、資料4頁)具体的なテーマとしましては、小学校3年生、4年生向 けの教材では、友達同士のけんかとその解決、約束すること・守ること、そして、 小学校5年生、6年生向けの教材では、もめごとの解決、情報化社会における表現 の自由と知る権利、情報の受け手・送り手として、そしてインターネットの便利さ と注意事項、これをそれぞれ映像化することを予定しています。学習目標も当然定 められておりまして、友達同士のけんかとその解決では、身近な友達同士のけんか とその解決のための調整についての事例を通して、自分たち自身の力や第三者の介 入のもとで紛争解決を行うことの意義と心構えを実感して理解することを学習目 標にされています。一方、約束をすること・守ることでは、身近な貸し借りをめぐ る事例を通して、約束をすること、守ることについて理解を深め、契約に関する基 礎的な理解を体得することを学習目標としています。小学校5年生、6年生の段階 になりますと学習目標は少し変わってきておりまして、もめごとの解決について は、掃除当番をめぐるクラス内でのもめごとの事例を題材に、事実認定のプロセス を経験しその難しさを実感するとともに、紛争解決のあり方についての議論を通じ て司法制度や国民の司法参加の意義を理解することを学習目標としています。小学 校5~6年になりますともうこういうレベルになりますね。インターネットの便利 さと注意事項については、インターネットを利用して情報を発信する際に気をつけなければならないこと、情報の発信者としての責任を理解することを学習目標としています。このような教材を、今まさに作っておりまして、また進捗状況については何らかの形でお知らせできるのではないかなと思います。

(注:資料4頁右下)もう一つの動きもございます。これは小関さんに今行っていただいているのですけれども、1年ぐらい前でしょうか、厚生労働省からオファーがありました。厚労省の担当の方、労働関係法制度の教育のあり方を検討されている方が、連合会のホームページをご覧になったようです。もともと、司法書士会が法教育に関する取組みをしていることをご存じなかったようですけれども。法教育のページをご覧になったようで、この高校向けの労働法教育プログラムの開発にお力添えいただけないかということのオファーを受けた次第であります。もちろん協力させていたださいということで、小関さんを派遣させていただいておりまして、今も行っていただいておりますので、詳細は小関さんからお聞きになっていただいたらと思います。

(注:以下、資料5頁)連合会の取組みにつきましても、せっかくですので若干 述べておきたいと思います。とはいえ、このネットワークにも連合会の法教育委員 会のメンバーであった方が多いと思いますから、これも釈迦に説法になりますけれ どもご容赦ください。法教育推進委員会としては、国民一人一人が自らの権利と責 任を意識し、法的トラブルを未然に防ぐことができる力を養い、仮に法的トラブル に巻き込まれた場合は主体的に問題を解決することが可能となるように、さらに司 法制度が真に国民によって支えられる制度となるように、これまで以上に法教育活 動に積極的に取り組む必要があるというふうに連合会は考えておりまして、法教育 推進委員会の活動をしているわけでございます。具体的には、まず高校生等に対す る法律教室の実施支援があります。28年度は、各司法書士会宛にアンケート調査を 実施して各地における実施状況を把握、そして、各司法書士会に情報をフィードバ ックさせていただいております。そして、2番目の親子法律教室の支援でございま す。これが法教育推進委員会のひとつの目玉であります。地元で親子法律教室に関 わってらっしゃる方、ここにたくさんいらっしゃると思います。私もいくつかの教 室を拝見させていただきましたけれども、どこも大盛況で、それぞれ各司法書士会 によって独自の個性のある取組みをされています。公募をすると、実にたくさんの、 キャパシティを超えた申込みがあって、非常に盛況だということで、マスコミに対 しても非常に受けがいい事業となっているのはご案内のとおりです。取材もたくさ ん入っています。これについては、本年ももちろん推進をしていきたいと思います ので、まだ開催をしていない司法書士会がありましたら、応援したいというふうに 思っています。よろしくお願いいたします。3番目は、関係団体・関係機関との交 流です。先ほど申し上げた法務省の法教育推進協議会であるとか、日本弁護士連合 会の消費者教育推進懇談会、またこちらも先ほど申し上げた厚生労働省等とも連携 をとりまして、情報収集・意見交換をしていくということでございます。もちろん 各自治体、教育委員会については、司法書士の法教育活動の取組みをアピールする ような会合を持たせていただいているということです。そして4つ目として、法教 育教材『解釈のちから』の続編の作成であります。現在鋭意作成中で、近くに公表 できるのではないかと考えております。

(注:以下、資料6頁) さて、ようやく今日のお話のメインのところでございます。司法書士法施行規則31条。31条業務といいますと、現在、遺産承継業務が特に注目されておりますけれども、それだけではないということでございます。これもまた、釈迦に説法ではございますけれども、3号にはこのような規定があるということを確認していただければと思います。「司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務」、こうあるわけでございます。そして、「司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の

開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務」という規定は、具体的には何 を想定しているかということが問題となるわけでございます。一方、ご存じのとお り、この施行規則につきましては、コンメンタールのようなものはありません。議 員立法だったからなのかもしれませんけども、その内容についてオフィシャルな解 説があるわけではございません。しかしながら、同様の規定は弁護士法にも置かれ ておりまして、弁護士法のコンメンタールを見ますと、このような記載があります ので参考にはなると考えています。もちろん弁護士法ですから、その点は留意が必 要ですが、弁護士を司法書士に置き換えるとこうなるということでございます。「司 法書士・司法書士事務所の事務員等に対する研修・教育、そして司法書士業務に関 連する講演会・セミナー等の開催、司法書士業務に関連する図書の出版・販売、こ ういったものが想定されている」、こういうふうに考えればよろしいのだろうと考 えています。もう少し具体的に考えますと、市民を対象とした、例えば相続や成年 後見等の法律講座が考えられます。こういったものは単位会でもよく実施されてる でしょうし、個人の事務所でもやられてる方も多いのだろうと思います。また、市 民を対象とした紛争解決のメニューに関するセミナー、裁判手続・調停手続・ADR 手続というのはどういうものなのかという、こういったセミナーを開催するという のもやられてる方は結構あるのかなと思います。そして、消費者問題に関するセミ ナー、こういったものも容易に想定できるわけです。特に、消費者問題については、 先ほど、京都司法書士会の山口基樹会長の方からもお話がありましたとおり、成年 年齢の引き下げが俎上に乗っております。成年年齢の引き下げ自体については、日 本司法書士会連合会としては「慎重にすべきだ」という意見表明を既にしておりま すけれども、もし実現することいなりましたら、消費者教育は徹底的にやらなけれ ば被害が絶対増加すると思っていますので、そこはきっちりやる必要があると考え ています。したがいまして、消費者トラブルを未然に防ぐ消費者教育の視点は不可 欠であるわけですので、これについては他のテーマよりもより必要性が高いのでは ないかと考えています。さらに進めて考えることもできると思います。消費者教育 といいますと、どちらかというと悪質商法被害であるとか、被害にあわないように ということが主眼になりますから、本来の法教育的な要素は薄くなりがちであると 考えています。やむを得ないこととも思いますが。ですので、そうではなくてもう 少し、本来の法教育の要素を盛り込んだ法律講座やセミナーも含んでいく、当然含 めるべきだというふうに考えておりますし、そのような点を意識する必要があると 考えています。

もう少し、例えばどんなことが考えられるのかな、と私なりに考えたのですけれども、未成年のお子さんを持つ親の世代を対象に、未成年者同士のトラブルを題材に訴訟や民事調停、仲裁やADR、こういった紛争解決メニューのうち、どの手続きをとったらどうなるかという、その解決のプロセスの違いというのを視覚的に見せるような教室などというのも面白いのではないかと思いました。親子法律教室にもかぶる部分もあるのでしょうけれども。

(注:以下、資料7頁)また、あるいは大学生の皆さんを対象に、成年年齢が引き下げられた場合に、大学生が注意しなければならない悪質商法業者からの勧誘等についての啓発的なセミナーの開催なども良いかもしれません。実際、成年年齢の引き下げのシンポジウム等に参加していますと、実際、参加された高校生の教員の先生から、絶対にクラスの中でマルチ商法が広がる恐れがある、すごくあるというとお聞きしたこともあります。ですので、そういったことを積極的にやっていくというのも一つ考えられるのではないかと思いました。

また、奨学金問題を扱うことも考えられます。この問題につきましては、今、連合会でも取り組んでいますけれども、あらゆる問題の坩堝とでもいいましょうか、 貧困問題にも直結している問題でもあります。実際、奨学金を抱えて返済できない、 社会に出たと同時に多額の借金を負わされている方、非常に増えています。そうい った現状から、とても結婚等を考えられないし、それが少子高齢化に大きく繋がっているということも多くの学者の先生からも指摘があるわけですので、このような現実を理解していだけるようなセミナーというのも考えられることではないかなと思っています。

その他にも、司法書士業務というのは、今、大きな広がりをみせているわけですので、様々なテーマで実務の現場を知っている我々だからこそ高校生や大学生に興味を持ってもらえるようなテーマ設定は出来ると思います。今、私の申し上げたテーマは、市民の権利擁護であるとか消費者問題ですけれども、例えば不動産登記であるとか会社の問題であっても、それは究極的には国民の権利擁護ということに行きつくわけでございますので、そういったものをテーマに司法書士が独自の教材をたくさん作って、それを業務としてやっていくということは、十分可能ではないかなと考えています。

先ほど打合せの中で、一般社団法人リーガル・パークという弁護士さんのやって いる社団法人の話をお聞きしました。先ほどそのホームページを見ていましたら、 そういう教材などを提供してということを業務としてやられているわけです。こう いったものを、例えばこのネットワークで出来ないのかなというふうにも思ったり します。あるいは、例えばこのネットワークに対して、これは、今、私の個人的な 意見なのですぐに連合会の事業ということにはならないのかもしれませんけれど も、連合会は助成をして、そういった教材開発の委託をするということは考えられ ると思います。あるいは、例えば消費者問題ですと、消費者安全法上の連絡協議会 (注:消費者安全確保地域協議会)が各県に出来ておりますし、また消費者活性化 基金もありますので、県からの委託事業としてこのネットワークが受け皿になると いうことも考えられなくはないのかなというふうにも思います。いずれにしまして も、私は今、この法教育の問題で特に喫緊の課題と考えているのは、やはり成年年 齢の引き下げです。これに関して、国もその引き下げが行われる際には消費者教育 を徹底するべきだということとしておりますので、消費者教育のニーズというのは これからどんどん増えてくると思います。したがいまして、その受け皿を連合会と しても当然作らなければいけませんし、ただ連合会だけではとても出来ませんの で、現場で実際に動いてらっしゃる皆さんのお力をお借りしなければいけないと考 えています。連合会としても、そういったこともすぐ考えていかなければならない なと思っています。

雑駁な話になりました。私は、連合会においても2年間法教育推進委員会の担当をさせていただきました。もちろん今後も、法教育推進についてもきっちりと対応していきたいと思っています。是非、皆さまのお力添えをいただければと思っております。どうぞ引き続きのご支援よろしくお願いいたします。本日はまことにおめでとうございます。(会場拍手)

小関 ありがとうございました。

(4-2 につづく)

# 司法書士法教育ネットワーク第9回定時総会・記念研究会 「なぜ、法教育の取り組みが求められているのか」 (4-2)

2017年6月25日(日)午後1時30分~午後4時45分 京都司法書士会会館 にて

登壇者: 小澤吉徳氏 日本司法書士会連合会副会長 法と教育学会理事

石井寛昭氏 全国青年司法書士協議会人権擁護委員会

河村新吾氏 広島市立舟入高等学校教諭(公民科) 法と教育学会理事

進行役: 小関香苗氏 日本司法書士会連合会法教育推進委員会前委員長

(2)

小関

続きまして全国青年司法書士会評議会の人権擁護委員会の石井寛昭さんから法教育に取り組むやりがいと意義-社会的養護の実践を通してというテーマでお話をいただきます。よろしくお願いします。

#### ● 活動報告「法教育に取り組む楽しさーやりがいと意義ー」

配付資料:法教育に取り組むやりがいと意義

石井

みなさん、こんにちは。よろしくお願いします。

今日、主にお話をさせていただきますのは、全国青年司法書士協議会という団体 が平成17年から全国の児童養護施設に出かけて開催している法律教室についてで す。私、司法書士試験合格が平成14年でして、青年会(注:全国青年司法書士協議 会)の活動にはいったのが平成16年頃で、ようやく、なにか物が見えてきたかなと いうときにですね、千葉の司法書士の伊見真希さんという方に声をかけられまし て。司法書士はなかなか子どもと関わる機会が少ないので、私、ちょっと子どもの 権利擁護をやりたい。特に、児童養護施設で暮らしている子どもたちは、きっと困 ってることとかいっぱいあるし言いたいことあるはずだから繋がりを持ちたいん だと。で、ただ待っているだけではなかなか繋がりが持てないので、法教育、法律 教室等であれば我々実績もあるし、開催案内を石井が出してくれればあとは私が引 き継ぐから、というふうに言われたんですね。わかりましたと。私は、伊見さんの ことをとても尊敬をしておりましたので、それくらいだったらやりますと。で、全 国に約600か所、児童養護施設があるんですが、そこの住所を全部調べてですね、 すべての児童養護施設に法律教室の開催案内を送らせていただきました。で、なん だか胡散臭い団体ですし、まぁ言わば怪文書です(会場笑)。無料の法律教室を開 きますよと怪文書を送ったところで(申込が)来るわけないだろうと思っていたん ですが。1年目からですね、約20施設。全国各地からですよ、法律教室を開催して ほしい、こういう機会を待っていたんですと言うような回答が来たんですね。私は 伊見さんに、君は送ってもらうだけでいいんだと、アンケートを送ってくれるだけ でいいから、あとは私がやるからというふうに言われていたので、「どうしましょ う、20施設来ちゃいました、どうやって行くんですか?」って聞いたらですね、「お めでとう!今日から君が担当者だって」(会場笑)。僕、その年ちょうど開業する 年で、まだ近くの金融機関に挨拶も出してないのに時間ないんですけどって言った んですけれど、まったく聞く耳を持たない方で(会場笑)。1回か2回はですね、 付き合いで来てくれたんですけれども、そのあとずっと放置(会場笑)。もうそれ はずっと悩みながら法律教室を続けてきたんですけれども。

やっぱり続けてこれたっていうのにはそれなりの理由がありまして。法律教室開催をしてる中でも本当にやりがいを感じていますし、楽しいなと思うこともあります。もちろん、毎回、毎回、本当はこうすべきだったんじゃないのかなというような、悩みつつ続けさせていただいているんですが。そういったところも、今日、児童養護施設での法律教室の実践を通して、お伝えをしていきたいというふうに思っ

ています。

今は、おかげさまで、全国各地の青年司法書士会の皆さんが独自に児童養護施設にお手紙を送っていただいたり、実際に開催をしていただいているので、さすがに私も、昔のように稚内とか法律教室に行くことも少なくなってきたんですが。今でも毎年法律教室の開催案内を送っています。たいがいですね、施設から多いオファーとしてはやはり消費者教育。子どもたちが18歳を過ぎて社会に出た時に、何か困った時があったときには助けを求められるように騙されないようにというようなお話をしてほしいとか、すぐに就職をする子どもたちが多いので、就職をする際に困らないような労働に関するお話ですとか、あとは男女間のDVですとかストーカーですとか、そういったお話、あとは直接的にですね、まぁこれはあんまり受けたくはないオファーではあるんですが、子どもが犯罪を犯さないように、こういうことをしたらこんな罰があるんだよというような話をしてほしいとか、いろいろなオファーがあります。

これから、児童養護施設に暮らしている子どもたちはこういうふうに困っているというようなお話をしていくんですが。(注:以下、資料1頁)まず、我々が伝えたいと思っているのは、我々自身を身近な存在として感じてほしいというところです。もともと、何らかの理由があって親元で暮らせない、大人を頼っていいものなんだろうか敵なんだろうかっていうふうに悩みつつ生活をされている子どもたちなので、胡散臭いけれどもたまには信頼できそうな大人もいるよというようなことをお話させいただいています。あとはなかなか全然失敗をしないでこれから生きていこうというのは難しいことだから、頼ることも恥ずかしいことじゃないんだよ、どんどん相談してねというような話もしてます。

もう一つ、開催案内には記載されていない目的もあります。我々としては、消費 者教育ももちろん重要ではありますしメインではあるんですが、権利についても伝 えたいなというふうに思って活動をしています。子どもが、子どもらしく育つのは 特別な権利だというふうに私自身思っていますし、ただ保護されるだけの客体では なくて子ども自身が主体者なんだっていうようなことを是非伝えたくて、だからこ そ今ある生活環境にしても将来のことにしても、自分で意見が言えて自分で何か物 事を決められる、そういう権利もあるんだよというようなことを伝えたいというふ うに思っています。ただ、なかなかそれをストレートに伝えるのは難しい事情もあ ります。なぜなら、児童養護施設で暮らしている子どもたちはそもそも、そこに至 るまでの経緯でいろいろなつらい経験をされていますし、施設で生活をしていく中 では様々な制限があって、そもそも子どもの権利、本来保障されていなければいけ ない権利が、いろいろな予算の都合とか他人の都合とかで制限をされています。権 利が制限されたり奪われたりしている皆さんに、「皆さんには権利がありますよ」 という単に言葉だけで伝えても、そんなわけないだろうと、だって俺奪われてきち やってる、っていうふうに言われてなかなか伝えきれてない。それをどういうふう にまず伝えていったらいいのかなというところでいつも悩んでいます。

で、そもそも論なんですが、国連では、1989年に子どもの権利条約というものが採択され、日本は、1994年には批准をしておりますので、子どもが子どもらしく生きる権利、育つ権利は国が保障をすることが国の責務になっているという前提があります。で、具体的にですね、何が子どもの権利条約の中で書かれているかですが、まず差別を受けない。単に生きるだけではなく発達する権利も保障されなければいけない。自分の周りのことに関して自分で意見を言う権利を保障しましょう。お父さんお母さんに対する援助であったり、そこで生活できないのであれば別の生活する場をちゃんと確保されなければいけない。相当な生活水準、それから教育を受ける権利、休息・余暇・文化的な生活をする権利、これらの権利すべてが国の責務として保障されなければいけないというのが前提です。ではその前提をもとに、現在の社会的養護、児童養護施設を含む社会的養護の状況はどうなのかというところで

すが。そもそも社会的養護とは、児童養護施設を含む親もとで生活を出来ない子どもたちが社会で育ちを保障しましょうという制度の総称になります。現在、日本では、4万6千人以上の子どもたちが児童養護施設等の制度を使って生活をしています。中でも、日本は里親の家庭で養育をする率というのが大変低いので、かなりの高い確率で児童養護施設という小規模、大規模の違いはありますが、集団の中で生活をしています。

(注:以下、資料2頁) 児童養護施設は、2歳から18歳までの子どもたちが原則 生活をしているところですが、2歳よりも前であれば乳児院というところに入っ て、長い子どもだとほんとに0歳から18歳、特例があれば20歳までずっと集団の中 で生活をすることになります。我々法律教室で呼ばれることがあるんですが、たい がい、小規模の施設さんから声が掛けられることが多くて、法律教室を開く際には 5名~15名とか、多くても30名ぐらいのところで法律教室をさせていただく機会が 多いというふうに感じています。児童養護施設は、常に満杯です。児童養護施設に 入る前に児童相談所に相談があるんですが、そこでの虐待に関する相談件数、これ 平成25年度のデータですが7万3千件以上。10年前の相談件数に比べると2倍以上 の虐待に関する相談が寄せられています。確かに、その相談件数は数字上すごい2 倍以上の数字になっていますが、これは過去にじゃあ虐待がなかったのかというと そうとも言えず、最近はニュース等で虐待のニュースが流れるので虐待通報等の件 数が増えたので、相談件数自体も増えているのではないかという分析もあります が。児童養護施設で暮らしている子どもたちの半数を超える人は何らかの虐待を経 験していると、厚労省のデータではでてます。ただ、実際にはそのデータ以上の割 合で虐待を経験しているように感じることが法律教室等に行くとあります。そもそ も厚労省の「半数以上が虐待経験がある」というデータは「主な入所理由」が虐待 の場合のデータであって、例えば経済的困窮というのが主な理由であっても、その 2番目の理由として虐待等があれば、それは虐待というふうにカウントされないと いう事情もありますので、それを含めると、ほぼほぼ全員が何らかの虐待を経験し て施設で生活をしているのではないかと私は個人的に思いますし、施設の職員さん とかに聞いてもそういう感想を述べられております。当然ながらつらい経験をすれ ば様々なトラウマを抱えることになりますし、そのトラウマを解消するためには手 厚い支援がされなければいけなりません。

平成22年、私は日本司法書士会連合会の人権擁護委員会委員長をしていたのですけれども、その時にですね、高校生の生の声を聞きたいと、私、後先をあまり考えない、私の周りの人たちもあまり後先を考えない人たちなので、全国すべての児童養護施設の高校生に、皆さんの声を聞かせてほしいということでアンケートを送りました。そこには、過去のこと現在のこと未来のこと、何でもいいから意見を言ってくれませんか、ということでお願いをしました。今でもそうだと思うんですが、施設で暮らす高校生は約3千人から4千人ぐらいいますが、日司連に返ってきたアンケートでは、なんと総数1千件を超えるアンケートが高校生から返ってきました。アンケートは職員さんから高校生に渡してもらいましたが、その回答は封をして返して、職員さんが見えないように返してくださいというような形で、このアンケートは返ってきたんですね。そのアンケートについて、記憶をしている限りのものをご紹介してみたいと思います。

まず、児童養護施設に入る前に関する何か覚えていることはとか、何か言いたいことはというような質問への高校生からの回答です。

そもそも、児童養護施設に入る前にあまり説明がされてない。小さい頃に保護された子ほど、自分は何でここにいるのかというような説明が、なされていないケースが多いです。つまり根っこのところで不安定な部分がある高校生が多くいるというところも事実だと思います。もちろん施設によってはちゃんとケアを徐々に徐々に、出生の時にどれだけあなたが看護師さんにかわいがられて皆さんこういう苦し

い状況をこうやって生きてきたんだよという話をしながらですね、ようやく自分の背景を作り上げる子どもたちもいますが、そうでない子どもたちも多くいるというのも現実です。じゃあ、虐待をしてしまうのはすべて親の責任かというと、実際問題皆さんも相談を受けていて実感されていると思いますが、そんなことは全くありません。そもそも親自体が経済的な困窮があったり社会的な孤立状況にあって心理的にも不安な状況に追い込まれているという現実があります。だからといって虐待が許されるということではありませんが、親一人の責任かというとそうではないだろうなというふうに私は思います。

精神疾患の親御さんだったり、自分自身も虐待の経験をされている方だったりですね、複雑な過去を構成している家族の方が多いだろうと。でもそれがなんか一昔前に豊かな社会の心の問題といわれていたこともありましたが、そんなことは絶対にないんだろうなというふうに思います。

僕が施設をいろいろ回らせていただいたときに、本当にこの家庭は経済的な問題だけなんです、ここを解決すれば子どもは家に帰れるんです、というような話をしている職員さん、施設長さんいらっしゃいましたので、そういったところもですね、ちょっと法教育とは別の話かもしれませんが関わっていけるだろうなというふうにも思います。

施設というような、なんか我々と違う生活なんじゃないかって言うようなことを イメージされるかもしれませんが、それは全く誤解で、寝泊まりは確かに皆さんで されていますが、そこから地域の学校に通われて普通に友達と遊んで夕方には施設 に帰ってきて食事をして休まれるというような生活をされていますし。これも施設 間格差もありますが、一人部屋の施設もあれば、8畳ぐらいのところに三段ベッド が2つぐらいあって6人部屋みたいなところもあります。一概にどういうような生 活をしてるというとこれは言い切れないですが。様々な年齢の子どもたちがある程 度の単位の集団生活をされているので、例えば、幼児さん、小さいお子さんからし てみたら、上のお兄さんお姉さんたちが荒れていると、近くで食事中にけんかをし たり、汚い乱暴な言葉をはいている場面に遭遇することもあります。逆に、中高生 からしたら、自分は勉強したいのに小さい子がわーわーわーわー話をされている中 で、なかなか自分の思うどおりな勉強をしたりする環境にないっていうような意見 も寄せられてもいます。あとは職員さん、とてもとても情熱的な職員さんが多い中 で、制度的に職員さんの人数が限られているので一人一人の子どもの訴えを聞いた り、十分に受け答えをするというような余裕がない施設さんが多いのも事実です。 で、そんななかですね、自分の話を聞いてもらえないだとかいろんな不満を述べる 中高生たちもいます。

(注:以下、資料3頁)集団生活なので、その集団をなんとか維持しなければいけないということで、ルールがどこの施設にもあります。ただ、このルールはどうなんだろうっていう変わったルールが見受けられます。例えば、高校生でも門限が18時で「ちょっと早いんじゃないですかね」って僕、施設に聞いたらですね、「なにをおっしゃいますやら、うちの施設は家庭的な雰囲気を維持するために食事はみんな一緒に揃ってするんです、だから18時厳守なんです。」と。驚くことにですね、1分1秒たりとも遅れると食事が抜きになります。えっ、育ち盛りの人から食事を抜くんですか。当然ながら、夕方のアルバイトも出来ないです。ちなみにですね、児童養護施設の子どもたちは18歳で出ることになるので、通常ですね、なるべく100万円ぐらいの預貯金を目指して自立に向けて貯めることをさせる施設さんが多いです。ですので、アルバイトも重要な社会経験を積む機会であると共にお金を貯めなければいけない、そういう事情があるのにこういう施設では当然出来ないです。じゃあそういうときどうするかっていうとお小遣い、中学生は3千円のお小遣い。これを将来に向けての貯金に回します。しかも、子どもの意見は聞かれずに強制的に貯蓄していくというような施設もありました。すいません、私ですね、個人的な

感情が入ってしまうので、なんか悪いように悪いように説明してるというふうに見受けられる思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、もちろんいい施設もたくさんあります。ただ、こういう意見があったというのも事実です。

このルールに関する高校生の意見には、園長の機嫌次第で外出できるかが決まるとか、職員会議で決まったことを子どもの意見を聞かずにきまりにしたりして子どもにやらせるけど、もっと子どもの意見を聞いてきまり等を決めてほしいといったものがありました。当たり前ですよね。しかも園長の機嫌で外出できないという、たぶん理解できない方もいらっしゃるかと思うんですが。僕は、実際に高校生から聞いた話で、外出は確かに許可制で、日曜日とかも普通に遊びに行きたいですし、別に遊びに行くことになんの問題があるのかとも思うんですが本当に許可制で、例えば園長が午前中なんらかの会議でいないと外出できないそうなんですね。あり得ないルールが存在しているところもあります。アルバイトが平日できない、お風呂が冬に2日い1回ですごくつらいとか。なぜいけないんですかね、お風呂に入るってこと。

たまたまですね、別の地域の児童養護施設の高校生の集まりに参加をした時に も、やはりお風呂が2日に1回というところがあったんですが、そこは夏場でも2 日に1回。部活、普通に行きます、汗かきます。どうしてるのって聞いたら、屋上 でホースで体を洗っていると。それも男性も女性もです。もはや施設が虐待をして るんじゃないのかなというようなレベルなんですが、それも施設長の意向というこ とを言っていました。でもですね、高校生自体は、このルールをおかしいというふ うに思っている人はあまり多くありません。それは、自分たちの生活の範囲だけで みると、みんながそうだから。でも僕、県内のいろんな施設の高校生たちが集まる 合宿に3日間参加をさせていただいて、そのうちの1コマを法律教室で、というよ うなことで3時間ぐらい枠をもらった時がありまして。その時は会場までバスで移 動したのですが、バスに乗っている時から別々の施設の人同士わざと座席を並んで 話をしだしたんですけれども、当初はなんとなく初めて会う人達同士ですから会話 もなかなか弾まないんですけれども。大概ですね、「君のところの施設は門限何 時?」とか、「うち6時」「えー、うち10時だけど」とか、「あれ?アルバイトで きるの?うち出来ないよ」とか、なんで同じ施設で暮らしてる子どもなのにどうし てこんなに違いがあるのって言うような話を普通にしていたんですね。僕、その時 は、誰も信じてくれないんですけど、いろいろ子どもの法律教室をする時に笑いを とるのが大好きで。いろんなネタを仕込んで今日はこれをやろうというふうに意気 込んで行ってたんですけど、その会話を聞いた時にですね、今日はこれだと。ルー ルに関する話し合いをしようというふうに思いました。

で、いいな、羨ましいで終わらせてはいけないなと思ったんですね。せっかく高校生同士がそういう気づきをして、このルールおかしい、こういう決められ方おかしいと思っている中で、どうしたらこのルールを変えられるんだっていう、せっかく考えるいい機会じゃないかと。で、おかしなことはおかしいんだと言ってもいいというところをですね、是非気づいてほしいと思いまして。そのおかしなルールを言い合うだけじゃなくて、どうやったら、あ、どうしてこのルールはおかしいんだろう、例えば、規則が18時でアルバイトできない、でも僕ら将来に向かってお金貯めなきゃいけないじゃん、何でそこ制限する権利が大人にあるんだよっていうようなところを子どもの主張、対、付き添いで来てくださった職員さん。その職員さんたちは理解があるからそういう合宿に付き添って来ていただいているんで、まぁそうだよねって本当は言いたいんですけど、これこれこういう理由で大人はこのルールを作っているんだよというような、模擬裁判みたいなことをやりまして。どうしたら、どうしてなんだろうというような話し合いをしたことがありました。で、やっぱりそこでの結論は、大人だけで子どもの意見を聞かないでルールを決めるのはおかしいよ。だからこれ実際に言っていこうっていうことで、施設の施設長に直談

判までさせていただいたこともありました。

あとは、携帯ですね、携帯を使う使わない使わせないというような施設があるんですけれども、それもやっぱりおかしいでしょうと。だってみんな普通に高校生持ってるよ。他の子持ってるのになぜ僕持てないの。じゃあどうしたら持てるだろう。アルバイトこのぐらいやって、このぐらいの使用料でおさめるから是非携帯を使わせてほしいというようなことを、高校生みんなで言いに行って、職員さんを通じてですね、話して実際に携帯を持てるようになった施設もあります。そこには理解ある職員さんのアシスト、ちゃんと伝えるからねっていうようなところもありました。

で、第三者がそこにいることの意義というところなんですが、例えばですね、私 この話をどこかの別の方向にリードしようなんていうことは一切やならかったん ですが、この話とは別にですね、児童養護施設に入る子どもたちって「権利ノート」 っていうのをみんなもらって入るんですね。みんなにはこういう差別されない権 利、教育を受ける権利、意見を言う権利があるんだよっていう「権利ノート」とい うものを施設に入るときに必ず渡されます。その「権利ノート」を変えたいんだっ ていう職員さんがいらっしゃったんです。どう変えたいんですかって聞いたら、こ れは権利ばっかり載っていると。権利ばっかり載せているとなんか子どもたちが権 利権利って言って他人の権利を尊重しなくなる。だから義務を載せたい。義務を載 せたいんだと。義務を守るから権利があるんだよということを言いたいんだってそ の職員さんは言ったんですけれど、僕らからしたらとんでもない。権利をそもそも 保障されてないんだから、それを保障するっていう大人の責任を記している「権利 ノート」になんで子どもが守らなければいけない義務を載せるんですかっていうよ うな話し合いをしまして。そこは、そうですかということで、やはり「権利ノート」 でいきましょうということになったんですが。もともと、その職員さんも子どもの ことを思っていないわけじゃなくて、社会に出てもルールを守れないような子ども に育ってほしくないという視点からそういう提案をされたんでしょうけれども、同 じようなゴールに向かっていく中でも第三者である法律家と直接対応されている 職員さんとの考え方が違うようなこともあってですね、そういうところに我々が法 律教室を通して入りこんでいる意義もあるのかなと、そういうふうに考えます。

すいません、早口になってきていますが。子ども達は施設を出た後も、様々な苦 労、苦難が待ち構えています。大学や専門学校の進学率は24%。これでも高くな った方なんですが、他の高校生全体では71.2%。たぶん今、これ以上の進学率にな っていると思うんですが、明らかに差があります。理由としては、経済的な面、親 の支援が受けられない以上、奨学金ですとかすぐお金だとか考えないといけないの で当然進学できる確率は下がってしまいますし、進学しても、4年間学費をなかな か稼ぎ続けるっていうのは大変なことですので、かなりの率で中退率があります。 しかも、職員さんも日々の生活でたくさん時間を費やされるので奨学金等の制度に 関する知識も施設ごとに差がある。様々な理由があって、進学が制限されていると いうようなこともあります。就業するにしても、確かに成人年齢を引き下げれば問 題はなくなるというような視点もありますが、現状では、18歳から20歳までの 2年間、施設にいる間は施設長が親権代行者として権利を行使できますが、施設を 出た後は親権者は不在です。生きていたとしても連絡を取ったことがない親、虐待 をしてきた親に何かをしてもらうというのはほぼほぼ不可能です。しかも、そうす れば当然就職先が狭まります。就職できたとしても寮付きの就職先を探さなければ いけないなどして離職率は上がってきます。ところが離職してしまえば、戻る先が ありません。後ろ盾がないまま苦しい生活をしなければいけない現実があります。 また、知的な障害がある特別支援学校等に通っているお子さんたちも20%~30%い るので、施設を出た後の支援というのがものすごい課題が残っています。

で、高校生のアンケートには進学のこと、施設を出た後のことへの不安の声もあ

りました。みなさんたくさん不安を持って施設を出て行きます。じゃあ、施設を出 て順調に生活していければいいですけれども、その順調に生活できなかった場合の 逃げ場というか少し段階を置く場はないのかというと、あります。 (注:以下、資 料3頁~4頁)自立援助ホームというところがあるにはありますが、ここは様々な 困難を経験した人がようやくここにたどり着ける場ではあるんですが、実は福祉外 のような施設で。そもそも、働くことができる人しか、ここは利用できません、こ こで生活をして働いて寮費を払わなければここは生活できないんです。しかも、次 の自立のために貯蓄をしていかなければいけない。そもそも数が少ないから利用で きないという現実があります。最初の方に私、0歳から入ってる人もいるというふ うに申し上げましたが、当然、長い間虐待を受け続けて15歳ぐらいで保護される子 もいます。その子の心のケアをするには3年とか1年とか短い期間しかありませ ん、18歳で出なければいけないからです。ところがその次の行き先がないんです。 1年、2年で心のケアなんかできるわけありません。ところが、制度上、そういっ たものがないので、18歳になったから、ハイ、大人だから出て行ってください、と いうのが現実です。で、当然お金がなければ病院にも行けません。で、働けない子 どもは生活保護を利用するしか方法がなくなります。社会的養護の貧困のしわ寄せ が何の責任のない子どもに来ているという現実があります。

ではそれを踏まえてですね、我々司法書士に何が出来るのか。今回、法教育がテ ーマですので、是非法教育を通して繋がっていきたい、権利を伝えていきたいとい うふうに思います。最初に言った通り、権利を奪われている人に権利を伝えるとい うことは相当難しいですが、我々には実務を通して一つ一つの事例を権利を回復し てきたという経験を話すことができます。それをわかりやすく伝えていけば、少な くとも近い将来何かがあった時の不安に、失敗をしてもいいんだよ、権利は回復で きるんだっていうことを伝えることがまずできます。それは大きな一歩だと思いま すし、そもそも、助けて下さいっていう手を挙げることって相当難しいです。信頼 できる人がいて自分の権利を回復していいんだと、私、別に生きていちゃいけない 存在じゃない、生きていていいんだっていうようなことをわかってもらって手を挙 げてもらうというのは本当に大切なことだと思います。この法律教室で毎年呼んで いただけるところ、1年に2~3回呼んでくれるところもありますが、ほとんど年 に1回です。しかも、呼んでもらえるとしてももしかしたら、次は3年後かもしれ ないです。高校生がひと順繰りするぐらいにっていうようなこともあります。です ので、たった1回の機会であっても、あらゆる手段を使って、何らかの印象を持っ てもらいたいというふうに思って僕はなんか、なんか印象を持ってもらえるような ことを考えていつも法律教室をしています。

で、家庭支援ですね、完璧に親との関係を断ち切るというのはなかなかそう簡単ではないので、施設に入った後でも入る前であっても家族支援、家庭支援をしていくことはとても重要なことだなというふうに思っていますし、顔の見える存在になって、我々は相談対応できるんだというようなことを施設職員さん、支援者の方にも覚えてもらっていくようなことに関わっていければなというふうにも思っています。

さらに早口で繰り広げてきましたが、つなげ、つながる存在になる、ということで。僕も平成17年からずっと何の研究もせずに、法教育の場で、好き勝手なことをやらせていただいた結果ですね、自然に、つながりができるようになりました。施設の職員さん、あと民間支援をされている方、シェルターを運営されている方とか、あとは病院関係者とか学校の先生とかいろいろなつながりが出来るようになったので、いろんな様々な相談を受けます。様々な経験をした若者が妊娠し、寮生活をされていたんですけれども仕事上のトラブルから寮で生活できない、でお金もない、居場所もないから、妊娠産まれ月だったのに1回も検診を受けてないという状態で。施設ともあまり関係がよくなかったので学校の先生に相談をされた。で、学

校からこれは大変なことだってことで、今、生徒が夜の7時とかに来てるんです、ちょっと相談に来てくれっていうふうに言われたんで、その時間帯から相談をして、もう電話かけまくって看護師さんとか保健師さんとか、明日どこの病院にただで診に行ってもらえるところないかとかいろいろ相談をして、法的な相談ももちろんしますけれども、いろいろな関わりから地域の中でその対応をできる。これも法教育がきっかけでこういう関係が成り立ったものだと思いますし、自分一人では対応できないような深刻な相談に対しても、決して一人で解決するのではなくて、そのいろんな関係者と、やっていけることで何とかできる。僕は、これは本当にやりがいがあることなんだろうなというふうに考えています。

で、最後にですね、高校生から大人の人に何かメッセージはないですかというようなことを聞いたところでおっしゃられた言葉で、なかなか大人の人を信じることができなかったけれども、今は信じることができる。アルバイト先の人たちも将来のアドバイスや心配をしてくれます。施設の担当者も私のために必死にやってくれてる、前までは自分は一人だと思っていたが、今はたくさんの大人が支えてくれていることに、ありがとうの気持ちを伝えたい。是非、子どもの話を聞いてあげてくださいというものがありました。つまるところですね、もはや大人が本気を見せる。子どもに対して、大人がどれだけ本気を見せられるかというところが、僕は勝負なんだろうなと思います。法教育という貴重な機会をもって、我々ができることを真剣に遂げる、やり遂げられること、子どもたちに伝えていくということは本当にやりがいがある、楽しい一面もあると思います。より多くの皆さんで関わっていかないと、とてもとても対応できるところではありませんが、是非、一緒に、これからも関わらさせていただきたいなというふうに思っています。すみません、大変早口になってしまいましたが、私の話はこれで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。 (会場拍手)

小関

ありがとうございました。

===休憩時間/質問票回収開始===

(4-3につづく)

# 司法書士法教育ネットワーク第9回定時総会・記念研究会 「なぜ、法教育の取り組みが求められているのか」 (4-3)

2017年6月25日(日)午後1時30分~午後4時45分 京都司法書士会会館 にて

登壇者: 小澤吉徳氏 日本司法書士会連合会副会長 法と教育学会理事

石井寛昭氏 全国青年司法書士協議会人権擁護委員会

河村新吾氏 広島市立舟入高等学校教諭(公民科) 法と教育学会理事

進行役: 小関香苗氏 日本司法書士会連合会法教育推進委員会前委員長

(3)

小関

第2部は、法教育活動の「スキル」を考えるということで、広島市立舟入高等学校の公民科の先生であります河村新吾さんにお話をいただきます。よろしくお願いします。

## 【第2部】法教育の「スキル」を考える

● 講演 「ゲスト講師の「マインド」が伝わる授業・講演の作り方」

配布資料:法教育活動の「スキル」を考える

河村

それぞれ熱い思いを持って、ここにご参集なさったんだと思います。4時までの間、今しばらくちょっとお付き合いの方よろしくお願いします。河村と申します、広島から参りました。広島の舟入高等学校で「政治・経済」を教えています。舟入高等学校は、原子爆弾で舟入高校の前身である市立高等女学校で、一番多く原爆で亡くなった生徒のいる学校に今、勤めております。本日はですね、小澤さんの方から大局的な法教育の話、石井さんから具体的な法教育の話がありまして、私は教員という立場で学校からみた法教育ということで、特に内容の方ではなくて方法論の方に重点を置いてお話させていただこうと思います。教員としては小学校の経験はないんですが、中学校に3年、高等学校に30年勤めてもうおじいさんになっております。今しばらくお付き合いください。

大事なことを言うの忘れていました。10周年おめでとうございます。

(注:以下、資料1頁) それでは。小学校も中学校も高等学校もすべて、私たちが受けてきた学校と今、大きく変わってきております。何が大きく変わってきているかということについて、まず大前提をお話をした後、初心者向けの話、ベテランの方がよく悩まれる話、最後にいわゆる質問を受け付ける、そういう構成内容でお話をさせてください。

従来であればですね、先生が答えを知っていて、生徒は一生懸命それを習うという一方通行の授業がほとんどだったし、ここにいる皆さん方もそういう授業を受けてきたんじゃないかと思います。ところが今、小中高は習うのではなくて学びなさい、自ら学び、先生が課題を与えるんではなくって、自分で課題を見つけ、主体的に判断をして問題を解決しなさい。このように学校のシステムが大きく変わっております。その背景には、グローバル化社会で変化が激しい社会では、学校で習っている知識を覚えても賞味期限があって役に立たないという現実があるからです。それで、問題が解決できるよう学ぶ子どもを育てたい、というのが小中高の共通でございます。

で、子どもの実態はどうかといいますと、この画像のように始終スマホを見ております。私たちの世代であれば、携帯電話やスマホはあったら便利がいいなというレベルですけど、今の子どもたちは便利がいいんではなくって、なくてはならないものになっています。始終見ております。で、私たちが小さいころは家族を知って地域を知っていろんなふうに同心円大的に地域を知っていくんですが、いきなり子どもたちは社会を知ることになります。スマホを通して、まぁ極端に言えば、新宿

の歌舞伎町の交差点に立ってられるもので、いきなり世界と結びついております。 こういう状況で、子どもたちはどんな状況になっているのかというと、子どもた ちはひとりで向き合ってますので、すべての子ともが分断されています。社会とつ ながってないんですね。で、そういう子どもたちの中ではこのスマホというのがな くてはならないもので、スマホだけ見ても子どもの様子はわかりません。本校で最 先端のスマホを持っている子がいました。一番高くて新しいものです。でも実態を 見ると生活保護で、しかも親元で生活できないからおばあさんちから通ってるんで す。何が言いたいかというと、貧困が見えないんです。子どもたちの6人に1人は 貧困です。高級なスマホを持っているから金持ち、ではないんです。その子にとっ てスマホは無いと困るんです。そのスマホを利用して、アルバイトの検索をしてい ました。貧困が見えないというのは、例えば、子どもたち、遠足に行かなかったり、 修学旅行に行かなかったりします。それは、修学旅行に行くお金がないんではなく って、修学旅行の時に着ていく下着がないんです。穴が開いた下着、そんなものは 友達に見せられないんです。そんなことは先生に一言も言いはしません。だから、 遠足の時にある一定レベルの学校であれば自由服でいいですよ。自由な服が着れる 環境にある子が多いからです。でもそうじゃないところでは、着ていく服がないか ら遠足に行かない。そういうお子さんも今、いらっしゃいます。特にここ近年、母 子家庭といわれる家庭が大変増えております。子どもは、点になって分断されて貧 困の中にいる、しかも、その貧困は見えなくなっているというのが、今の子どもた ちの置かれている状況であります。

で、そんな中で今、学校の方はどういうことを言っているのかというと、基本的 にはきちっとした生活をする、しっかり勉強をする、学力と生活というのは両輪で すが、健康だとか体力、貧困はすぐ見つかるんだそうです。4月の検診の時に虫歯 の多い子。とかく食生活が豊かでないのでお菓子だけで済ましている。そういう中 で、虫歯一つで貧困が見えたり。今、子どもたちが健康だったり、豊かな人間性だ ったり、確かな学力だったり、それを今、文科省の方は学力観が大きく変わってで すね、次からは、というかもうすでに前倒しなんですが、何かを知っている、とい うことよりも、何ができるか、自分で学ぶことができる、人に質問ができる、そう いう子どもに育てよう。黙ってじっといい子でおるわけではいかないと。昔だった ら、先生の言うことを聞く子、親の言うことを聞く子というのがすごく大事な要素 だったです。でもそういった価値観でブラック企業に勤めて言われるままに自分を 疑問のないままにしていくのはいけない。きちっとコミュニケーションをとって自 分の意見を言う、問題点を見つける、相談に行く。私たちが法曹の先生方とできる ことは、私たちが法曹の力を持つんじゃなくって、法曹の先生方にしっかり繋いで いく。そういうことが今、私たちの仕事となっております。で、それは今、一つの 単語で「生きる力」という形になっています。

で、ご存じのように今、いじめという話が、最初のほうの話でもありました。死ぬ子どもが多いです。今、イスラームと聞けばテロリストの集団ではないかといいますが、イスラームの方と話すと「日本が一番怖い」といいます。なぜかというと、3万人近い人が自殺するからです。イスラームでは全て神の導きなので、自分で背負いこむことがないんだそうです。それで今現在、文科省が大きくスタンスを変えました。いじめがない学校にしよう、からいじめはある。但し、それが重大化しないような社会にしよう。そういうように大きく方向変換をしました。

いじめも客観的な基準があるんではなくて、悲しいとか辛いとかその人が思ったらもういじめとしましょうと、いじめの基準が個々によってもうばらばらになってるんです。でもそういったいじめはある、でもそれを解決できる学校にしよう、重大化しない学校にしよう。逆に言えば、トラブルのないことを教えるんではなくて、トラブルはある。あるんだけども、それをどのように解決するか、そういう仕組みを教える。生きる力を育てるというので、問題解決という発想が今学校で一番大き

く求められております。それでいえば、今の法曹の先生方の関係で言えば、なるべく「弁護士と相談」にならないように、「司法書士さんと相談」にならないようにする社会がいい社会ではなくって、事後的にそういうことをするよりも、予防するために、ならないために、また法曹の人たちと法的な学びをすることが、益々実質的に重要になってきております。

子どもたちに法に関連した教育という形で、私も7月に1回だけ毎年授業するようにしています。子どもたちからくる意外な答えや、こちらが反省することは、いろんな事象を法に関連して話します。法に関連して話すというのは、自分たちのことは自分たちで決めよう、で、みんなでもみんなが決めても決められないことだってあるかもしれない。いろんなことをみんなで考えるんですが法に関連した教育をしたことで、子どもたちから今まで正義とか公平、そんなこと考えたことなかった。学校で何が正しいとか、何が公平っていうことを考えたことはなかった。ただ、これには厳しい抵抗勢力がございまして、子どもたちの中には正解を習うのが、いかに効率良く習うのかというのが学校だと思っている子どもたちは、答えのない法教育に戸惑いがあります。また教える方も、結局答えは何なんですかってことに着目すると、すごく難しい問題が、これは内包している教育ではあると思います。

(注:資料2頁左上)それで法教育を少しまとめますと、法に関連させることで法的な見方、考え方というものを習得させるというのが法教育の一側面で、ここが大事なところで、参加型の教育で生徒たちを巻き込んで生徒の話を聞きます。子どもたちは集団の中で勉強してますから一番よく知っています。誰が一番頭が良くて、誰一番頭が悪いのか。ところが参加型の教育であればそんなことが関係ないです。みんなが参加して自分の意見を言うから、何か正しいこと、文化的に美術館に行っている子どもたちが日本史の授業で仏像の中身をよく知っていたり、そんなことが出てこないですね。もう一つが法曹専門家と出会える。どうしても私たちが勉強しても法曹専門家の方の知識には足元にも及びません。実社会でこんなことを経験してる、あんなことをやっている人たちが学校に来てくれて、あなたのこの考え方は勉強になったとか、あ、これはいいアイデアだとか言ってもらったら子どもは大喜びです。これが今現在、学校全体の法教育の、今の有りようです。

(注:以下、資料2頁右上から)それで、今からは今度初心者の方に向けてのお 話なんですが、これ、今見ますと初心者の参加者の方、少ないんじゃないかという ふうにお見受けさせていただいております。一つは教室がですね、懐かしい教室な んですが、久しぶりに行ったりすると、まず最初に戸惑うのは、今まで私たちは黒 板を見て授業をしていたのが、今度は教壇に立つと違った景色になります。多分そ こが一番、初心者の方が混乱するんではないかと思います。自分は今まで先生の顔 を見てたのが、今度は 40 人の子どもたちの目が一斉にこっち向いていく。一度教 室に立たれるとずいぶんイメージが違ってるのがわかってくるし、教室というのは どこの学校でもほぼ例外なく左側に窓があります、ほとんどの子が右利きなので、 左から光があれば手元が明るくなるだろう。 小学校に行くと必ず下のフロアのとこ ろが升目になってます。これは、何個目を見て礼をすると会釈で、何個目を見ると 最敬礼なんですよ、礼儀を教えたりいろんな工夫がしてあります。で、自分で黒板 に書いてみたりいろいろしてみると、案外教室の座る場所によって見え方が違った りします。もし、教室で左、横書きで書こうとするんだったら、是非ともここ、左 上のところにみんな目がいきますので、そこのところに字を書いて始めてくださる といいかもわからないです。一度、教室を見てやってください。古い学校であれば、 教壇というのがきて一段高くなってます。戦後新しい学校では、先生が上から子ど もを見下ろすのはよくないというので教壇がありません。私のようなちっちゃい人 間が下の方に書くと見えません。それぞれどんなふうに見えるかっていうのを工夫 するにも、一つ教室の方を覗いてやってください。

前日にすることは何なのかといったら、これはもう初心者の方にお伝えせんとい

けんのは、ぐっすり寝ることだけです(会場笑)。あの、3時、4時まで予習をする方がいらっしゃいます(会場笑)。疲れきった顔で来られても、で、本人の中では何十回、何十回もシミュレーションをしてるから、さっき言っただろうな顔でいろいろ言われても、子どもは初めて聞きますので、ぐっすり寝てもらうのが一番いい前日のやり方です。その時に、一生懸命勉強をたくさんなさってるんだけれども、結局今日何しに来たんですかと生徒に聞かれたとき、一言で答えれるかどうかのチェックをしていただきたいんです。「今日、何しに来たん?」「今日、何をするん?」って言ったときに、いや、これとこれとこれとこれとって言わなくて、結局これをしに私は来たんですよと。一言で言えるかどうか、自分で自問自答してください。子どもたちは、今日、司法書士の先生来ますよって言ったら、「何しにくるん?」それしか聞きませんから。だから、「これこれをしに、今日来ました」っていうのは温めて学校に来てくださることをお願いします。

前日におそらくね、真面目な方が多いので、たくさんたくさん正確に調べようと 思われると思います。仮に 10 個調べても、現実の授業でお話するのは3つで十分 です。10ページあっても今日できるのは3ページ分にしよう。これが、そういうこ とだと思って準備をしてください。でも自分でどうしても教えたいことっていうの はね、あると思うんですね。そしたら、10ページのテキストを何か渡してたら、こ のページのここに絶対注目してもらおうというので自分で1か所マークを付けて、 そこをもう頭に完全に入れるんです。読みながらこう見ながら言うんじゃなくっ て、「さぁ、今あなたが言ったことはですね。10ページに書いてあるんだ。みんな、 この子に拍手をしてください。じゃ、10 ページ開けましょう。」って言ったら、こ んな冊子があるのに講師の先生は全部頭に入ってると思って、子どもたちはびっく りします(会場笑)。ぜひ、そうしてやってください。で、ここで前日にやるって いうのは、もう何度も言います、ぐっすり寝て爽やかな気持ちで学校に行く。子ど もたちは、小さい子どもたちは特にそうですけども、普通の顔で行くと怒っている と思っています。また、子どもたちは敏感ですから、「思ったことを自由に言って ごらん」と言っても、目がそんなことを言っていない(会場笑)というのはわかっ ていますので、爽やかな気分で行くというのが一番、前日の仕事になります。

それで、今度授業が始まっていくと、生活指導の先生が「静かにしなさい」と、何回も説教があって急に静かになります。それは、話は聞いてません。先生を見ているだけなんです。ずっと見ているだけで、どんな人だろう。私は中学校にいました。少し荒れていた学校です。若い女の先生が来たので授業どうだったんだろうと思って、子どもたちに「今度の、この前の国語の先生どうだった?」って聞いたら、子どもたちっていうのは、聞いてないです、見てるんです。で、全部見てないんです。部分にこだわってるんです。「今度の先生どうだった?恐ろしかった?怖かった?授業わかりやすかった?」、大人はそういうことを聞きたいんですね。違うんです。子どもたちに聞いたら、「顔と首の色が違っていた。」(会場爆笑)どうしてあんなに色が違うんだろうと気になってしょうがなかったみたいです。子どもたちは部分にすごくこだわっていますので、見ない、見てないです。だから、最初の5分間は、どうだった、今日学校来るときこんな店があったとか、この学校と自分のご縁を言えばいいと思うんですね。

私は法教育で呼ばれた時に、法教育がまだわからなかった時に、あなたと法教育の出会いは何なのかっていうのが最初に子どもがスッと言ったので、あ、そうか、どこが原点だったんだろうと思って、私も思い出しました。で、思い出したので、よく思い出すと、小学校4年生の冬休みの時に一人で留守番してるとノックがされて。で、そーっと開けると、こう足をひこずってですね、この本を買ってくれないかと言われて。私は子どもたっだので、足を引いてるところにすごく目がいってしまって。足をひこずってるからかわいそうだと思うのは、それは傲慢な話だと思います。しかし、子ども心に私はかわいそうだと思ったんです。で、自分だけ何か暖

かい所にいて申し訳ないような気持ちになって、持っているお金全部渡してその本買いました。それで2階に上がって、この冬の寒い中ね、彼はどこに行くんだろうと思ってそーっと開けてみると、走って帰ってました(会場笑)。私は勝手に、騙されたんだと思ったんですね。でも歳をとって、でも彼は一言もそんなことは騙したことは言ってないのに、自分で勝手に妄想して自分で勝手にお金を払ったんです。騙しても騙されてもいけない、あ、もしかしたら法教育の原点はそこにあったのかなと、その子に言われて初めて思い出しました。

子どもたちは何しに来たんか、素朴な意見があればどんどん聞くことで、そういうものをひもときながら導入を始めていくと、子どもたちは見ます。で、この5分間は勝負の時です。最初に何をするのかっていったら、「後ろの人、見えましたか、(手で)○をしてください」で、こっち側に行って「見えたら手を振ってください」、自分の声が奥まで伝えてるんですよというメッセージを出すことですね。マイクを使ったらいいのか使わない方がいいのか、いろんな子どもに目配せをして、こういう声でどうですか?聞こえますか?見えますか?一個一個聞いたりして、全体のトーンをまず掴むというのに、5分間は勝負の時だと思います。それから、ようやく間に50分あってもせいぜい中身は30分です。この30分に自分の持っていきたいのを、子どもたちを動かしたり、聞いてみたりして。

この時についついやってしまうのは、後で、やってはいけないことでお話したほ うがいいのかもわからないですが、ここの山場のところで 30 分で言いたいのはで すね、学校の教員って、教育学部で一番指導を受けるのは、私は教育学部ではなか ったんですが大学院で指導を厳しく受けたのは、指導案の山場はこの 30 分なんで す。で、指導案ていうのは何を書くのかっていうと、私たちただ、料理の本で言え ばおいしい料理を食べたい、栄養価の高いものを食わせてあげたい、そんな思いで 一生懸命教材にあたるんですが。教材というのは、おいしい料理を食べさせたいじ ゃなくって、おいしい料理にするにはどんな段取りがいいのか、どういう順番がい いのか、こういう目標にするにはどんな段取りがあるのか。ついつい私たちの欠点 は、自分たちが理解したやり方で教えようとするんですね。自分が小学校や中学校 や高等学校や大学で教えられたとおりに繰り返すだけなんですね。それは私たちだ けの理解の仕方で、子ども全般ではないです。子どもによったら帰納的にいろんな 事実を並べて抽象化した方がわかりがいい子もいるし、数学が好きな子は原理を教 えてどんどん応用していった方が面白かったり、それぞれ理解の仕方は違うので、 方法はたくさん身に付ける必要があるかもわかりません。その時に、ついつい専門 家の方はリアルな話をしようとして、ほんとにリアルを持って来られる方います。 例えば、「もし、あなたのおじいさんが死んだなら」とか。死んでるなんて言った らですね、そもそも絶望的な気持ちになるんですね。あと、自分を謙虚にするため に、私はこういう大学しか出てませんとかって言うと、そういう大学目指してる子 は寂しい気持ちになったりします。そういうときにはやはり、いろんなものを出す ときに共通にみんなが知っているようねもの。例えば、サザエさんなんかだったら、 遺産相続を教えるんだったら、波平が死んだらどうだろうかってときに傷ついたり する子どもはおりません。で、みんながよく知っているような目に見えるような題 材をとって、例えば、ついこないだ大正デモクラシーか何かを教えるとき、モボと かモガとかモダンボーイとかモダンガールを教えるときに、モダンガールっていう のはワカメちゃんのように耳の上まで剃ってる女の子で、これがナウかったんです よ、でも今そんなことやってるのはジョンウンしかいないですよね、とか言えば、 子どもたちは映像が頭に入るのでよくわかるんですね。これは高校の先生よりも本 日フロアにもいらっしゃいますが、小学校の先生が一番得意なやり方です。もし授 業の仕組みが知りたいんだったら、高等学校の指導の本ではなくて小学校の先生が おすすめです。

小学校では、例えばですね、いろんな事例があると思いますが。もし生物かなん

かの授業で、魚はこんな魚がある、あんな魚がある、さあ覚えなさい、ドリルだ覚えろってやるよりも、小学校の優秀な先生は青い魚とか鯛のような赤い魚を出して絵を描いて、この魚は上の方を泳いでますか?それとも海の深い方を泳いでますか?みんなで議論しましょう。そしたら、知識があっていろいろ品目を知っている子はそんなことまで勉強してないので、勉強出来る出来ないに関係なく議論するんですね。赤い鯛は上の方にいるんだろうか下の方にいるんだろうか、そうした時に、もし赤い鯛が海の近くの方にいたとしたら、鳥は狙いやすいですか、狙いにくいですか?(会場発言「狙いやすいです」)・・やすいですね。そうなってくると海の深い方にいるのが鯛なんだろう、そしたら背中が青い魚は上の方にいるんだろう、子どもは直感的にわかって、そのわかったことが今度魚屋さんに行ったときに、この魚は海の深いところにいるよとか、あ、この魚は上の方にいるけど何ていう名前?とかどんどん勉強が好きになるんですね。見えるように物事をどんどん連んでいったりする。それを授業のところでは、何か見えるような具体例をどんどん持ってくというのが山場になります。

で、今度はどんなに進めても時間には限界があり、盛り上がったとしても5分前 には必ずやめるというのがエチケットになります。その5分前にやめて、子どもた ちは、あ一楽しかったでざーっと歴史ができます。私たちは大人ですからほんとに ほんとにずっと寝てた子が気になったり、ここで泣いてた子どもの顔が気になった りするものです。子どもたちはすべて一瞬でどんどん動いていきます。子どもたち の記憶は写真です。前と後はありません。その時にあった写真が頭に鮮明に残る。 それでいっぺん振り返って、今日は何を勉強したのか、で、これについてはまだわ からなかったね、これについてははっきりわかったね。いろいろ評価をしながら、 今日一日何をやったのか、必ず確認の作業がいります。で、ここで今、学校現場が 混乱しているのは、テストでそれをはかった方がいいのか、それともパフォーマン スではかった方がいいのか。今、歴史はパフォーマンスの方にいっております。で すから、今日の答えはここって()にオープンエンドにして、契約とは私たちの 生活を( )にするものである、そこの( )に何か書いて入れてみましょうって いう形のオープンマインドが、今からの教育になるようです。それで、それぞれの 意見をどうしてそう考えたのかっていうのを発表させるようなのが、学校で今、求 められるようなスタイルになりつつあります。

(注:以下、資料3頁) ここで避けた方がいいこと、みんなさんいろいろご経験 なさっているとは思うんですけども、避けた方がいいことをいくつか列挙しようと 思います。一番は時間を守るということです。ついつい熱が入ると長くなったりし ます。なかなか始まりもスムーズに始まったりしません。50分時間抱えても、中身 は30分かもしれない。で、そこで大事なのは、前日にとか学校と仲良くなって事 前にお話をする機会があれば、その司法書士の先生が授業する時に、その前の授業 はどんな授業ですか?その後の授業はどんな授業があるんですか?というのを聞 くだけでも違います。体育祭がある準備でもうクタクタになっている生徒にいくら 言っても、起こすのが精一杯かもわからないです。また移動教室があってすぐに行 かないと実験の準備ができないのに、チャイムがなっても「さぁまとめに入りまし ょう」とかって言われたりすると混乱したりすると思います。時間をきっちり守っ て前後どうあるのか、特に、小学校なんかでは私たちとは違った価値基準で動いて います。違った価値基準というのは、小学校の低学年と私、話すことがあったんで すが、「みなさん!」と言ったら、「みな」という子に言ってるんで私じゃないと思 ったって(会場笑)。で、自分ではないと思ったと。また、小学校の子にとって一 番大切な価値は、目に見えない価値じゃなくって目の前にいるお母さんです。お父 さんとお母さんが朝喧嘩していたら、どんなにいい授業をやったって子どもは気が 気じゃないです。家に帰ってお母さんおらんかったらどうしよう。そう思って心細 い気持ちで教室にいるわけですから、いい授業をすればいい効果が返ってくるとは

限りません。子どもたちが今どういう状態に置かれているのか、そういうことにち ょっと気配せするだけでも違います。で、違った反応があった時には、それは何か 原因があるんではないかっていうことを思い浮かべることが大事です。で、そんな 時に、色を使うとはっきりわかるだろうといってチョークを使われる方いらっしゃ るんですが、赤とか緑は子どもによったら見えないです、同じに見えます。灰色が 2種類あるだけになりますから、もし強調したいんだったら黄色で書くか、それか (注:小声で・・) 小さい声でお話をするか。何か大事なことを言おうと思ったら (さらに小声で・・) 小さく話すと急に子どもたちは集中します。ずっと同じトー ンで言われているとお経を聞いているようでこっくりこっくりするだけです。とい うとこと、あともう一つ、ここは大事なんですが、勉強熱心な方であればあるほど 専門用語を正確にお話なさろうとします。ぱっと生徒が罪刑法定主義ってなんです か?と聞いたら、ここぞとばかりですね、「絶対不定期刑の禁止、・・・」(会場笑) とかいろんなことを言って、これにはちゃんと根拠があり条文をちょっと用いて 「罪本重ル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハは其重キニ従テ処断スルコトヲ得ス」 (会場笑) そんなこと言いだしたら何を言ってるかわからないので、ちょっと嘘が あってもいいからざっくりとして、罪刑法定主義ってなんですか?不意打ちをくわ したらダメだと思わない?とかいうので具体例を持っていく。後からなんだかんだ 言われたらやだよねっていうので、正確な定義はいいし。東京大学のところにお伺 いをして聞いたら、私たちが勉強した時は、我妻栄先生で意思の合致だとかってい うことを習ってたんですが、今、東大ですら約束だって教えてます。契約を。法的 拘束力のある約束だって。日常の言葉にどんどん置き換えて、法的拘束力をなぜ持 たせるんだろうか。法教育が素晴らしいのは、約束は守りましょう、で、ぱっとく るのは道徳教育のありがちなところです。ところが法教育になると、なぜ約束は守 らないといけないんだろう、考えさせることができるので、法に関連づけて守らな かったどうなる、守ったらどうなる、いろんなことをイメージさせて教えることが 可能なんです。専門用語は極力使わない。

あともう一つは、一生懸命テキストをどこの司法書士会さんも作られています、ほぼ素晴らしいのができてます。でも、ついついいいのが出来ると、テキスト<u>を</u>教えるんじゃなくて、テキスト<u>で</u>この子達に何を教えたいか、テキストは手段だということを頭に銘じないと、言いたいだけ言ってたら教えたいことの羅列で、生徒達が学べるかどうかは別問題なんです。教えたけど伝わってないケースはいくつもあります。子どもたちが知りたいこと、そっちに持っていくこと、子どもたちが聞いたこと、学べることを中心にテキスト<u>で</u>学ぶんであって、テキスト<u>を</u>教えるということがないように。もう時間も差し詰めだったので大事なところにアンダーラインを引いてくれ、そういうことよりも今子どもたちがここについて深く考えたことを大切にする方が効果的だと、私は個人的に思っています。

で、これまた同じようにまとめます。あ、これは、授業は壮大な実験場で、今日来られてるのでちょっと思い出して言ってしまうんですけれども。生徒たちは部分で物事を考えているので、新しいことは、今小学校で一番流行っているドリルはご存じですか?うんこドリルっていう、全部うんこと書いてある、40万部のベストセラーです。小学校1年生は「きりつ、きをつけ、れい、うんこ」と書いてあるんです(会場笑)。それで、起立の立の「立つ」という字を覚えたり。で、子どもたちっていうのは面白いことにはもうどんどん食らいついてきますので。新しい、私が少し困難な高等学校にいた時に、私が中学校1年のときの恩師が昨年までいたというので会いたいなと思ったら、その先生辞めたっていうんです。で、どうして辞めたかっていうと、授業が終わった後アンケートをとるんです。困難校なので子どもたちの機嫌を聞かんといけん。そしたら子どもたちがその時流行っとった言葉で、「税金泥棒」。で、その先生にみんなで「税金泥棒」って書いたので、ショックを

受けてその方、辞められたんです。で、子どもたちは部分でその時ぱっと思ったこ とを書いているんであって、前後があるわけではないんです。今日、来られてるの でちょっと思い出して言ってしまって申し訳ないんですが、落ち着いて広島の司法 書士会を背負ってたいへんおちついた方が、アンケートの中に「もう少し自信を持 たれたらいかがですか」(会場笑)って書かれてずいぶん心の中にしこりとして残 られたんだそうです。たぶん、部活かなんかで顧問に言われたやつをそのままなす りつけただけであって(会場笑)、心の底から思ったりはしてないですね。で、ア ンケートをとったらいいというのも、ちょっとこれベテランの話になりますが、ア ンケートを見れば授業の良し悪しがわかるといっても、とかく学校は体面が大切な んです。体面が大切なので、生徒のアンケートそのまま税金泥棒というのは出せな いのでセレクトします。子どもたちは放課後は遊びたいです、そんあことにアンケ ートなんか書きたくない宿題も嫌です。そしたら担任の先生は、気が利いた先生は、 もうあなたとあなたとあなたにアンケートを書いてくださいねと言ったら、講演が 始まる前に原稿用紙が出てきます。「今日は具体的な話で、契約とは何か、目から ウロコでした」と(会場笑)。もう、何ごとか先にアンケートにいいこと書いてあ るので、アンケートにそういうことが書いてあるからといってね、今回の授業が成 功だったとは限らないんですね。リアルにその場で子どもたちに確かめるのが一番 いいので、アンケートをとってとか今の話し方はどうだとか、そんなことを聞いて も、なかなか実態はつかめないかもわかりません。そんなときに教員のいいのは、 学校はどんどんどんどん変化し、子どもたちもどんどんどんどん今変わってきてま す。その変わってきていることに、今日はうまくいった今日はうまくいってない、 私たちも一喜一憂してます。なので、いろいろアンケート読ませていただいたんで すが、ほとんどが杞憂です。突然来て授業してうまくいったと思うほうが間違いで、 ここがうまくいかなかった、ここはこうだった。で、子どもたちが大好きな先生は、 私のように手練手管の教員ではないですね。失敗する先生です。あ、この先生ここ 失敗した。自分たちと同じように失敗する人間がそばにいる。それだけでいいんで す。学校は若い先生たちの失敗でもってます。若い先生がやった後は、私たちがそ れをフォローするんです。なので、皆さん方があーこれでいい、あーこんな講義す りゃいいんだ、こうやればいいんだ、子どもはこんなもんだと思ってるほうが、む しろ大きい落とし穴かもわからないです。ここがうまくいってなかった、で、それ はどんどん子どもに聞けばいいので、教育は壮大な実験場です。今、上の方ではヴ ァーチャル・リアリティと人工知能でどんどん話がいって裁判官がいらんのじゃな いか、20年たったらこんな職業なくなるんじゃないか。子どもたちにも言います。 わざわざ遠い学校まで1時間も2時間もかけて通って、それで私のようなマシンガ ントークの話を聞くよりも、家でヴァーチャルのをつけてジャニーズの手越君かな んかに壁ドンされてですね (会場笑)、政経やるよってような授業のほうがよっぽ ど面白いだろうと思います(会場笑)。でもそのうち子どもたちは絶対に飽きます。 自分のことはさておいて、プログラミングされたのが機械的に反応してるんで、自 分に反応してないからです。法教育が現場に出向いて話をするというのは生きた子 どもたちに生きた反応に生きた反応を返しているから子どもたちはこの先生ひど い先生だった、きつかった。いろんなことが頭に残るんで、機械的な映像は何も残 らないです。なので、失敗しても困らないし、後で別の先生から修正があるかもし れないといって逃げ道残されるだけで十分だと思います。

で、今回をまとめると、授業のところは基本的には授業で目配せする、いろんなところに話をする。で、いろいろ原稿を覚えるのが苦手だったら、ここの人を見た時はこの話をしよう。この人を見た時はこっちの話をしようと、あらかじめ決めとくと覚えるかもわかりません。(注:小声で・・)で、声が単調なのが子どもが一番つらいんですね。(注:小声で・・)時々小さい声で話してみたり、(注:間をとって)・・・ちょっと間を置いてみたり。ベテランの先生方は、そこを見なさい

なんて言わないんですね。こうやって見て、みんなが見た時にそこにこれがあるで しょって話をするし。

で、教育実習なんかで、私はずっと若い先生方をチェックしてます。もう最初でわかります。ドア開けた時に自信のない先生は、左足から入ります。子どもに背を向けてるんです。子どもの顔を見ようと思ってる先生は、必ず右足から来ます。こっから右足で入ったら、子どもが見えるからです。子どもが怖いんだというのは、どんなに上手に笑顔を作ってもすぐわかります。で、チョークはね、なるべくいろんな見え方があって、こう覗いてやってしてください。左上にすると、講師がここに立ってもみることができます。右なんかにしてみるとちょっとだぶったりすることがあります。で、言葉だけではやっぱりダメなところがあって、今の子どもたちは、先ほど視聴覚教材の話がありましたが、図を描くことが一番大事です。絵で教えると直感的になにかいろんなことの操作が頭の中に動いて、理解がしやすくなるんですね。言葉で、今言った言葉を少し絵に描いてみよう。絵で描くとこうなるんですよ。必ず図を入れるようにすると生徒のわかったという顔を確認することが可能です。図示するというのも大事です。この4点を少し頭に入れて下さって授業なさるとうまくいくんではないかと思います。

で、学校が今、背負いきれないものをたくさん持っています。なんとか教育、なんとか教育、いっぱいあります。家庭教育が少し崩壊し、地域もない。そんな中で、意図的、計画的な学びができる学校は多くの期待が持たれてますが、いろんな法曹の方と協働して仕事ができるってことで、ずいぶん学校は助かります。よろしくお願いしたいところです。

で、子どもたちに規範意識を育てるために、今度「公共」という授業を「現代社会」をやめて導入することが決定してます。公共心がないじゃないか、それは分析が正しいかどうかは、私はクエスチョンを持っています。(注:資料3頁左下グラフ)一つには、楽しい生活をしたい、どんどんどんどん増えてます。選挙に行くよりも彼氏とディズニーランドに行きたい。私生活を優先しています。その一方で社会のために役立ちたい、そういう思いもどんどんどんどんぐ、子どもたちの中で増えています。そしたら楽しい生活のところを叱るよりも、社会のために役立つにはどんなことができるだろうか、そういう子どもの気持ちに沿って授業することも可能なのではないか、というふうに思っております。

私たちには、どうしてもできないことがあります。法律のリアルな内容、専門的な解決の仕方、それについては私たちは未熟です。しかし、どんなやり方でやったらいいのかっていう方法論については、いろいろ手段を教員は持っていますので、こういう内容をあなただったらどんな方法で教えますか?って問い合わせをしたり、私たちの方もこういうことを子どもたちに学ばせたいけど、現実はどうなっているんでしょうってことを教えていただけると、ずいぶん実のなった役に立つ教育ができるんじゃないかと思います。

ごめんなさい、あと5分になってしまったので。ネットにたくさんいろいろな教 材があります。

例えば、リアルであるっていうのは、こういう(注:教材例を紹介しながら)、 今、労働法教育だとか主権者教育だとか、法に関連した教育をするときに、教材と して、例えばこういう写真であたかも撮ったかのようにして。少し読みますね。

### (以下、教材例紹介:詳細は省略)

「さぁ、これにどんな問題点があるか探してみましょう。」こういうのが、導入としていいんですね。それとか、これのどこが問題かわかるようになるように今日は授業しますとか。こういうことができた。とりあえず、子どもたちは達成感を持ちます。その時、ある子どもは子どもなりに、これ一生懸命見るんですね。「う・

か・つ・き・こ・で・ま・ぬ・し。新しい雇用形態を提案する」。「うかつきこでまぬし」でも、子どもはしっかり読みますので「しぬまでこきつかう」と下から読みますので、あ、そうか、そんな会社だったのかというので(会場笑)。

教育は壮大なる実験場ですので、リアルな話も面白いですが、いろいろなちょっとしたことを入れて実際の社会のことを教えてみる、いろんなことが出来るんではないかと思います。ごめんなさい、あと1分しかございません。もし何かありましたら、また登壇しますのでよろしくお願いします。今日の話、ありがとうございました。(会場拍手)

小関 ありがとうございました。

(4-4 につづく)

# 司法書士法教育ネットワーク第9回定時総会・記念研究会「なぜ、法教育の取り組みが求められているのか」 (4-4)

2017年6月25日(日)午後1時30分~午後4時45分 京都司法書士会会館 にて

登壇者: 小澤吉徳氏 日本司法書士会連合会副会長 法と教育学会理事

石井寛昭氏 全国青年司法書士協議会人権擁護委員会

河村新吾氏 広島市立舟入高等学校教諭(公民科) 法と教育学会理事

進行役: 小関香苗氏 日本司法書士会連合会法教育推進委員会前委員長

(4)

## 【第3部】質疑応答

小関 それでは、第3部は会場討論ですが、その前に、ご質問をいくつかいただいておりまして、それをご紹介して、回答をお願いしたいと思います。

一つ目は、石井さんに対するご質問でして、「Q:ルールを変えるには。ルールを変えることができた事例について、誰とどんな協力体制でどのように進めていったのかを少し具体的にお話をいただけたら。」ということです。

石井 具体的にルールを変えられたときの例ですが、ほんと言うと、最初のは、職員さんと話をしたら「変えようとは思っていた」と。そういうような情報から、それをそのまままた職員さん側の発表でワーッといってしまうとあまり意味がないんで。子どもたちからやはり提案をもらって、それで変えていくようにしようというような。少しこちらで仕込んだような形で、ルールを一つ変えていったというようなことはありました。

小関 次は小澤さんに対してのご質問です。「Q:私は今般、地元の司法書士会の法教育推進委員会委員長となりましたが、これまで委員として関わってきている中で、司法書士会のほとんどの会員に法教育に関心を持ってもらえない、あるいは協力をしてもらえる人員が限定されているのを感じます。こうした状況を改善するうえで、どのような活動をすればよいとお考えでしょうか、アドバイスをいただければ幸いです。」

小澤 ありがとうございます。実は静岡も、それはたぶん全国的にもそれほど変わらない状況だと思っています。メンバーはかなり限られていますし、なるべく静岡なんかでは若手の司法書士に取り組んでもらえるような勧誘を一生懸命行っているみたいですけれども、なかなか増えていかないことが現状だと。ですので、今日、私が皆さんの話を聞きながら、今日与えられたテーマでいろいろ考えさせてもらったのは、やはりその仕組み自体をですね、連合会(注:日本司法書士会連合会)もきちっと考える必要があるんだろうなというふうには考えています。なかなか、本当のボランティアだけでは続かない、ということもありますので。今、ここで明確な答えをというのはなかなか難しいですけれども、今日の研究会に出させていただいたことを契機にですね、連合会の方で考えていきたいというふうに思っていますので、今日はこのへんでご容赦いただけたらと思います。

小関 ネットワークでも、法教育自体を知らないという会員の方が結構たくさんいらっしゃるというふうに思っておりますので、例えば会員研修をですね、法教育に関する会員研修をしていただくとかですね、そういった提言などもしていっております。これからも継続的にいろんな取り組みをしたいと思っています。

あともう一つ質問。今度は河村さんにでございまして、「Q:法科大学院で法曹

養成に関わっていますが、河村先生に全く共感します。同じようなことを留意して授業しますし、授業するよう指導をしています。ところで、専門家が現場に赴き法教育をする効用は認識していますが、定着させるためには、教育現場における協働、前後でどのようにフォローするかだと思います。一方であれもこれも取り上げるということになりますとフォローしている余裕などとてもないのではないかと。これは現場の声として伺っていますというふうに思いますが、どうやって具体的になさってますか。」という質問です。

質問者

(補足して)どういうふうに工夫しておられるかということをお伺いしたい。あとは、法曹の方との繋がりについてです。あの、生徒と授業の後と前ではどういうふうにフォローなさってるのかと。法曹が関わったことについて理解を深めるっていう機会がとても大事だと思うんですね。

河村

はい、その通りです。で、それで私は今、パーソナルなことを言わせていただくと、飛び込み授業には絶対しません。今、私の「政治・経済」の授業で必要だから来ていただいているんです。だから、お客さんで「今日の話は面白かったね」にはしてないです。だから、大事なのは計画のところで位置づけです。位置づけがない学校は必ず「お任せします」と言われると思います。位置づけがないからです。そこのところの確認がいるかもわからないです。で、位置づけた方が子どもの定着は全く良いです。評価があるからです。

小関 ありがとうございます。質問は以上です。

## 【第3部】会場討論「みんなで考えよう! 法教育活動と司法書士」

小関 それでは、第3部は、会場討論「みんなで考えよう! 法教育活動と司法書士」 ということで、前後左右の座席の方々とですね、今日のテーマや登壇者に対するご 質問とか、今回のテーマに対するご意見など、話をしていただければというふうに 思います。

===約20分ほど、8つのグループに分かれてグループ討論タイム===

小関 では、皆さんの話のシェアを是非していただければと思います。時間がなくて大変申し訳ないのですが、1 グループ 1 分ずつぐらいでお話をいただければと思います。マイクを回します。

会場A 司法書士のAです。私たちのグループではですね、法教育が業務としてなりゆく可能性についてですね、討議しました。そこで出てきた話としましては、それは法教育単体としてとらえるというよりも、我々の仕事と結びついているという点を討議しておりまして。例えばですね、遺産分割。単に法定相続人だけを教えるというだけではなくて、和解とか協議における互譲の精神というもの、そういうものを教えていくと我々の業務もやりやすくなるという視点から討論しました。

会場B 司法書士のBです。こちらのグループは、問題意識がこんなんだよっていうのが出かけた頃で終わってしまって、討論とかシェアとかいう話にはならなくて、出ていた話からまぁちょっと紹介すると。どうすれば定着していくのか、担い手が増えていくのかっていうことを考えて、というものと、シリーズ化していってやりやすいようにしていくってことと、具体的にもうすぐ現場で、割とレベルの高い高校を卒業したような人を教える機会があるのでどうしたらいいのかな、みたいなそうい

うような疑問が出かけたところでした。

会場C

こちらのグループはですね、司法書士と大学の先生も2人いて討論したんですけど。討論よりも世間話的な感じでなんですけども。親子法律教室で紙芝居教材の「解釈のちから」を地元で実施しているんですけれども、その続編の教材が出るっていうことで、今年度中に出るということで期待しといてくださいという情報を、「相談のちから」という教材を期待しといてくださいってことですね。それから、児童養護施設の第三者委員をされているって方と話をしまして、石井さんがいかに偉大であるかっていう話(会場笑)をさせていただきました。これからも地元で児童養護施設に関わっていければと思ったところです。こんな感じでした。

会場D

なぜ法教育の取り組みが求められているかということで話が始まりまして、それ から、司法書士になぜ法教育が求められているのか、それは業務か、というところ から話が割と大上段で始まって。司法書士4人と小学校の先生でお話させていただ きまして。じゃ、そもそも司法書士は、なぜあなた方は法教育に取り組んでおられ るんですか、という質問がありまして。私個人の話で、昔、お年寄りのご兄弟がヤ ミ金にお金を借りはりまして、自殺をされたという悲しい事件がありまして。で、 それを見た時に誰かに相談してもらっていれば何とでもなった話なのになぁ、なぜ そういう悲しいことになるのかなぁということを思いまして。そういう相談しても らうようにすれば助かる命がたくさんあるんじゃないのかなというところが私は 出発点なんですっていうお話をさせていただきまして。逆にそれがあるので、高校 生法律講座で行かせていただいた時も難しいこと私は考えていません。その一点だ け。困ったら相談に乗ってもらえるところがあるよと。マンガ教材を配っているん ですけども、そこの裏に司法書士会とか弁護士会とかいろんな相談するところがあ って、困ったら相談できるところはあるよ、今日はそれだけ持って帰ってって言っ てやっていますと。それがあったら、例えば、その子らの友達がなんか困っても、 「ああ、司法書士が困ったら相談できるところあるって、なんか言っていたよ」っ て言ってもろたら、助かる命が一つでもあるんじゃないのかなと。今度、新人の司 法書士の方も、一個だけ持って帰ってもろたらいいよっていう気楽な気持ちで始め てもらえば。わりと難しいことを考えはる司法書士が多いんで、あれも伝えよう、 これも伝えようって、いや無理ですよ。50分で、初めて法律の話を聞く高校生の皆 さんに「法律とは」って、それは無理なんで、一個だけ持って帰ってもらいましょ うって。そこだけ思ったら割と気楽に始まるから、そこから伝えられれば、それが 2になり3になりすればいいんじゃないかなって私はやってますって、そんな話を してました。

会場E

司法書士のEです。司法書士4人でお話させていただきました。まずですね、なぜ法教育の取り組みが求められているかということなんですが。これについては、法教育は求められているとは思うんですけど、学校の現場とかでは先生方がすごく忙しい学校だとそこまでやっぱり手が回ってなくて、法教育が必要だという認識がないような学校もあるのかなと。是非とも必要だと思えるような学校がたくさん増えていければいいなということを話しました。学校現場としては労働とか、あと最近ではSNSのニーズがやっぱり多くなってきているという意見がありました。あと感想なんですが、河村さんの講義は非常に具体的で、私も小学校でたくさん授業をさせていただいて少しは上手にできるようになってきたかなと思ったところに今日の講演を聞きました。まだまだだなと、非常に痛感いたしました。もうほんと、今度から、また今年度もたぶんまた小学校で授業ありますので、是非とも教室に入るときは右足から。(会場笑)

会場F

司法書士のFです。私たちの司法書士4人ということで、最初挨拶かたがた、お互いどういった取り組みをしていますか、それともう一つは何人ぐらいでやっていますかと具体的な話をしまして。うちの司法書士会は 10 人ちょっとぐらいが委員で、委員全員が実働でやっているんですけれども、こんな取り組みをしていますという話をしました。どうやって人数を集めるのかとか、そういったことをすごく切実に言われていたので、そうですねっていうところでこれから議論しようというところで時間が来てしまいまして、結局なんかちょっと話が途中で終わりまして。

会場G

Fさんと同じグループで、ちょっと補足です。私見なんですけれども。なぜ、法教育が求められているのかってことなんですけれども、特に特別支援学校の生徒さんがですね、卒業したあとに差し迫った生活の不安ということがある。だからこそ法教育。法律を知っている者からの意見を話す機会があってもいいのかなというところで、我々も取り組みをさせていただいているという状況です。

会場H

こちらは5人で話をさせていただきまして、特に河村さんの話がすごいなぁと、 とにかく頑張っていかないといかんなという話をしてたんですけど。まずその、課 題を見つけて自ら考えてとか、主体的に問題を解決。まぁこういった形の授業に今 変わってきつつあるよということをお話いただいたんですけど。参加者のほうから ですね、大学生でもできてない子どもが非常に多いということで、なかなか自分で の課題解決力っていうのは、まだまだ進んでいないかなってことで。これからこう いった考える力的なところをやはりいろんなところに教えていかなければいけな いかな。教えるというか一緒に伝えていかなければいかないかなと。それと生徒を いじる。我々もやっぱり短い時間ですと 30 分がキーだよってことをおっしゃって いて、いろんな詰め込んだとしてもなかなか集中力が持たないと思うので。クラス がどんなクラスなのかって事前に先生に情報収集してですね、どんなタイプの生徒 か、その生徒の中のいわゆるキーマン的な子に実際もう餌食になっていただいて当 てていく。そうすると、結構周りからちゃちゃが入ったりとかして授業自体が盛り 上がるかなと。ただまぁ、もうそこ一旦行ってしまうと修正が難しくなってしまう。 そういったところでのスキルが必要かなというところでございます。あと法教育っ ていうのか、消費者教育と若干違ってきつつある。いわば、こうだからこうだ、こ うしなさいという形じゃなくって、生きる力じゃないですけど文科省が言っている 考える力っていうんですかね。なんでこうなっているのかっていうところのなんで っていう部分ですね、そこをもっときちんと伝えていかないといけないんじゃない かなというところがあって。そういった意味では「解釈のちから」の紙芝居ってい うのは、答えがないところなので、非常にまぁ素材としていいのかなということで、 日司連が今度作っていただいているその資料も、非常に期待したいなと思っていま す。

会場I

司法書士のIと申します。まず、我々のグループではですね、ちょっと最初戸惑ったのは、質問がちょっとざっくりしすぎているかなっていうのがあって、法教育っていう言葉の定義を、司法書士がどれだけ統一の考え方を持てているんだろうかというところが少し話になりました。で、それちょっと話していてもなかなか進まないので、これまではいわゆる法教育、まぁその法務省が定義しているような法的なものの考え方とか法のもとにある考え方や見方を身につけるというものについてこれが必要か、なぜ求められているんだっていうことについて少し考えてみました。で、あまり深い議論はできませんでしたが、今の世の中、時代っていうのは、便利と危険っていうのがもう隣りあわせというか一体化しているんではないだろうかと。例えば、僕たちが小学校の時には『ダメ!ゼッタイ』っていう冊子があって、覚せい剤は絶対やっちゃいけませんよと。で、こういうものは遠ざけていれば

よかっただけの話で。例えば、スマホとかクレジットカードとかインターネットっていうのは絶対遠ざけられない。なぜなら消費者教育的なアプローチでいくと、便利なんだけど危険っていう部分はなかなか教えることはできないので、危険を教えてしまうことになる。それはそれなりに委縮効果もあってなかなか不便な生活を強いることになってしまうんではないだろうか。その時にはやっぱり今の世の中は自らが価値判断をしたり法的な判断をしていかないと被害が防げないものもあったりとか、逆に教え方によっては遠ざけてしまうと不便な生活になってしまうということがあって。この法的なものの考え方っていうのを身につけされる法教育っていうのは必要なんではないだろうかなという話になりました、以上です。

小関

ありがとうございました。ちょっと時間が迫ってきておりますので、本日ご発言をいただきました皆さまに2分ずつぐらいまとめをいただきたいと思います。

小澤

それでは私からは二つ。一つ目はですね、やっぱり我々は法律実務家である。そしてその現場を知る者の強み。これを今日、感じました。だからこそ「生きる力」を伝えることができるんじゃないかなというふうに思っています。たくさんのことを詰め込みすぎてもなかなか難しいということはいろいろな方から今日ご意見をいただきましたけれども。例えば、私が伝えている多重債務の問題で言えば、いつも私は、借金の問題は絶対に法律家に相談すれば解決できる、ということを必ず言います。ですから、他のテーマであってもそういう真理というかそういうことはあると思いますので、そういうことを我々法律実務家だからこそ伝えることができる、これを大事にしたいなということを改めて感じたのが一つです。そして二つ目がですね、役柄上考えなければいけない連合会としての支援のあり方でございます。これは今日、様々な意見をいただきましたので、早速考えたいと思っています。今日の参加者には、私以外に高橋文郎理事、内藤卓理事というお二人の理事がいらっしゃいますので、一緒に考えていきたいというふうに思っております。以上です。

石井

ありがとうございました。なかなかですね、こうやってお話をさせていただく機 会は僕、実はなかったので、今日、時間をいただいて良かったと思っています。僕、 たぶん聞いていただいてわかっていただいかもしれないんですけれども、そんなに あの法教育というところを研究したことも実はないですし、かといってそんなにな んか直観力とか能力があるのかなとも思っていないんですけれども、僕でもできて いるのかなというふうに少し思っているんです。で、やっぱりそこは背中を押して くださった伊見さんだとか、その頃、実は隣にいらっしゃる小澤さんが全国青年司 法書士会の会長で、いろいろやったらまずいのかなと思っていたところにですね、 何かあったら責任は取ってやるから存分にやってこいというようなことを言って いただいたりですね。そういったいろんな方がいらっしゃってですね、なんとか続 いてきたのかなというふうに思っています。で、それを今後伝えていくのがですね、 そろそろ僕も引退を考えていますんで、新しい人を見つけていく、僕の最後の仕事 なのかなと思っています。で、その中でですね、法教育って決して、あのちょっと この言い方が誤解を招くかもしれませんが、お金にならないってことはないんだろ うなというふうにに思っています。お話をさせていただいたとおり、法教育を通じ ていろんな方と知り合いにならせていただいたこともありますし、そこからです ね、人の繋がりができて地域に根ざす法律家として業務を続けていくことができて いるというふうにも思っています。現実にですね、収入になる仕事にも繋がってい ますし、法教育が決して単なるボランティアというような考えではないのかなとい うふうに個人的には思っています。そういったところも含めて、これから司法書士 になろうとしている方、なったばかりの方についても法教育をやりがいを持って参 加していただけるというような話をですね、是非していきたいなと。素直に、正直 にお話しをしていきたいと思っています。ありがとうございました。

河村

失礼いたします、二点ほど。一点はですね、私が教員になったときに、一緒にインドに連れていってくれた岡本幸治という先生に「教員になるんだ」と言ったら森信三全集をポンとくれました。森信三全集に、今日、この会場を貸してくださった京都司法書士会の山口会長から「流水に水を書くようなものだ、むなしいかもしれないけども真剣にやることが教育だ」と。そういうことが書いてあったのを33年ぶりに思い出しました。大変感動しました。これが一点目です。二点目は、学校は弁護士の先生が来ると訴訟に発展するんではないかと嫌います。司法書士の先生はウエルカムですので(会場笑)、ぜひよろしくお願いします。(会場拍手)

小関

ありがとうございました。これで記念研究会については終了とさせていただき ますが、本日、皆さまと、法教育の活動がなぜ、司法書士に求められているのか というところで、やはり現場を知っている実務家として、学校で現場の話をする というのはすごく意義のあることなんだろうなというふうに思いました。私もい ろんな学校に行かせていただくと、「我々が知らない話をしてください」というふ うに、学校の先生にはリクエストをされます。我々が知っている話は、それは我々 がするからいいんだっていうふうに言われます。そういったところが私たち司法 書士がですね、学校に行く意味の一つではあるのかなというふうには思っており ます。あと、法教育について、今日はいろんな側面から話して、やはりやりがい のある活動であると再確認したところではありますけれども、ただ、司法書士は 真面目ですので、さっきも皆さんと事前打合せしたときにも話が出たんですが、 一生懸命真面目にやりすぎてだんだん疲れてくる、ということもあると思います。 なので、やはり気長に楽しくこの活動を皆さんと一緒につなげていただけたらな というふうに思っております。そして、是非、連合会のほうには会員研修で法教 育を取り上げてですね、司法書士に対する法教育の認知度も高めていただければ というふうに、お願いをしていきたいというふうに思っております。ではこれで 終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。(会場拍手)

(終)